

⑤ 特定創業支援等事業

市町又は創業支援機関が実施する主な特定創業支援等事業は次のとおり。

次の創業支援機関において支援を実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を全て身につけることが出来る事業を特定創業支援等事業とする。

No	創業支援機関等	事業名称	支援メニュー				備考
			経営	財務	人材育成	販路開拓	
1	盛岡市、滝沢市、紫波町、矢巾町	起業家塾@もりおか	○	○	○	○	別表1-2
2	盛岡市	盛岡市地域企業成長加速支援事業	○	○	○	○	別表1-3
3	盛岡商工会議所	創業スクール	○	○	○	○	別表2-2
4	岩手県中小企業団体中央会	創業セミナー・個別相談指導事業	○	○	○	○	別表2-4
5	イーハトーブ・マネジメント（構成団体：(株)イーハトーブ・スクエア、ミライドアTohoku(株)）	盛岡市産業支援センター指定管理	○	○	○	○	別表2-5
6	株式会社イノベーションラボ岩手	盛岡市産学官連携研究センター指定管理	○	○	○	○	別表2-6
7	協同組合産業社会研究会経営者革新会議	盛岡市新事業創出支援センター指定管理	○	○	○	○	別表2-7
8	いわぎん事業創造キャピタル(株)、(株)岩手銀行	ベンチャーファンド	○	○	○	○	別表2-8
9	ミライドアTohoku(株)ほか	もりおかSDGsファンド	○	○	○	○	別表2-11
10	特定非営利活動法人参画プランニング・いわて	女性起業芽でる塾	○	○	○	○	別表2-10
11	岩手県商工会連合会、八幡平市商工会、滝沢市商工会、雫石商工会、葛巻町商工会、岩手町商工会、紫波町商工会、矢巾町商工会	創業スクール	○	○	○	○	別表2-12
12	矢巾町商工会、紫波町商工会	矢巾・紫波創業セミナー	○	○	○	○	別表2-13

計画期間

平成27年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和7年12月25日～令和11年3月31日

## 別表 1-2 (起業家塾@もりおか) 【既存】 【特定創業支援等事業】

市町村が実施する創業支援等事業 (盛岡市・滝沢市・紫波町・矢巾町)

創業支援等事業の目標
<p>・「起業家塾@もりおか」の開催 平成17年から開催しており、平成30年度から令和4年度までの5年間では、延べ139人が受講しうち少なくとも10人が起業・創業に至っていることから、受講人数を20人とし、講座の内容の充実と、新規事業である盛岡地域ビジネスプランコンテストとの連携により、年間4件程度の新規起業を目標とする。</p> <p>(目標数) ・創業支援対象者数：20人 創業者数：4人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p><u>1 創業支援等事業の内容</u> ＜起業家塾@もりおか＞ 「起業家塾@もりおか」は、盛岡市、滝沢市、紫波町、矢巾町で構成する「地域人材育成ネットワーク事業実行委員会」が事業主体となり、起業・創業、新規事業の立ち上げに関心がある方及び起業・創業後間もない方を対象とした全6回(1コマ2時間)の講座であり、平成17年度から令和4年度まで計34回を開催し、延べ500人が受講している。受講終了後については、講師等による継続的な相談はもとより、司法書士、弁理士、社会保険労務士といった有資格専門家がベンチャーメンター(起業家への指導・助言者)として新規創業者の抱える経営面等の課題解決を支援する体制を整えている。</p> <p>本計画では、「起業家塾@もりおか」の継続開催にあたり、定員枠は講師のきめ細かな指導が行き届く各回20人とし、地域金融機関を含むベンチャーメンターによる相談体制を維持しながら、卒業生を新規事業である盛岡地域ビジネスプランコンテストに誘導することで、地域の創業機運醸成とあわせて卒業生の創業意欲のさらなる向上を図り、創業者数の増加に繋げる。</p> <p>「起業家塾@もりおか」カリキュラム</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第1回 事業の基本原則：事業目的と事業価値・事業の三要素(経営)</li><li>・第2回 起業の道筋：事業スケルトン・事業収支確認・資金確保・実行計画作成(経営・財務)</li><li>・第3回 市場への直面と対応：顧客と提供価値の関係・事業タイプ別の留意点(販路開拓)</li><li>・第4回 ワークショップ①：事業目的・顧客と提供価値(商品・サービス)(人材育成・販路開拓)</li><li>・第5回 ワークショップ②：収支計画と資金計画の策定・実行計画の策定(経営・財務)</li><li>・第6回 全員参加のプラン発表：各自の計画の発表及び相互評価と意見交換(人材育成)</li></ul> <p>※開催時間：開館日の夜18時30分から20時30分まで(原則週1回、1か月以上の期間とする) ※講師は経営コンサルタントを予定。</p>
<p><u>2 創業支援等事業の実施方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・盛岡市のインキュベーション施設をメイン会場に、受講者の募集、会場準備、教材の準備等の事務手続きは4市町および盛岡市産業支援センター、盛岡市産学官連携研究センターが連携して行う。</li></ul>

- カリキュラムの策定は、盛岡市企業支援マネージャーのアドバイスを受け、盛岡市と講師が連携して行う。
- 受講者については、4市町のホームページや広報誌において広く募集し、4市町以外からの受講希望者も受け入れるなど柔軟に対応する。
- 全6回を受講し、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身に付いたと判断できた者を特定創業支援等事業の資格を満たした者とし、個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先、受講日、受講内容を記録した名簿を盛岡市が作成する。
- 上記卒業生については、盛岡市産業支援センターにおいてその後の状況をフォローアップし、創業支援機関連絡会議において、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。また、盛岡地域ビジネスプランコンテストへの参加を促し、事業展開に必要な人的ネットワーク形成を支援するとともに、創業意欲のさらなる向上を図る。

計画期間

平成27年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和5年12月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 1-3 (盛岡市地域企業成長加速支援事業) 【既存】 【一部特定創業支援等事業】**

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標
<p>「盛岡アクセラレータープログラム」の実施</p> <p>本事業では、盛岡広域の成長意欲の高いスタートアップや中小企業を対象に、専門的な支援を提供することで、企業成長や事業拡大の加速化を支援し、オープンイノベーションによるスタートアップ創出コミュニティの形成を促すことで、スタートアップの集積創出と高度人材の地元定着を推進することを目的とする。特定創業支援等事業については、メンタリングの提供とする。</p> <p>目標数として、創業支援対象者数については、セミナー、ピッチイベント等の参加者とし、令和6年度開催のセミナー参加者125名（4回合計）の実績から、年間120人を創業支援対象者数とする。創業者数については、メンタリングを除いたセミナー、ピッチイベント参加者（起業家予備軍・学生等）の中から年間3件程度の新規創業を目標とする。</p> <p>(目標数)</p> <p>・創業支援対象者数： 120人      創業者数： 3人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>1 創業支援等事業の内容</p> <p>本事業は、「盛岡アクセラレータープログラム」として、創業者やスタートアップを盛岡広域から募集し、市で認定された企業に対して以下の支援を行う。</p> <p>事業拡大施策の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業成長に関する専門家によるセミナーの実施（認定企業以外の一般参加も可能）</li> <li>・参加企業同士のネットワーキング促進</li> </ul> <p>メンタリングの提供（特定創業支援等事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム認定企業に対し、専門家による下記の項目についてマンツーマンの個別指導を実施する。認定企業の課題や事業フェーズに応じて、中小企業診断士、税理士等の専門家による個別指導を実施する。メンタリングにおいて、1カ月以上の期間に亘り、①経営②財務③人材育成④販路開拓の知識を習得するため、①～④すべての項目について1回以上（計4回以上）の指導を受けた場合に「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</li> </ul> <p>&lt;指導項目の分類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①経 営 経営ビジョン・戦略の策定手法、ビジネスプランのブラッシュアップ</li> <li>②財 務 売上・利益・設備投資・資金等の計画策定手法、資金・資本調達手法等</li> <li>③人材育成 人事・労務管理、能力評価方法、能力開発手法、接遇・マナー等</li> <li>④販路開拓 市場調査・分析手法、ターゲット・商品・価格設定、販売促進策等</li> </ul> <p>メンタリング支援対象先：3件程度/年      指導回数：7回程度/年</p> <p>資金調達支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資家・金融機関とのマッチングイベントの実施</li> <li>・企業版ふるさと納税を活用した資金支援</li> </ul> <p>PR機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡および東京での成果発表イベントを開催</li> <li>・メディアとの連携やプレスリリース配信による広報活動</li> </ul>

## 2 創業支援等事業の実施方法

- ・市の委託事業として運営事業者を選定し、運営事業者および市で盛岡広域のスタートアップや創業者を対象に選考により3社程度を市の認定企業として採択する。
- ・専門家（講師・メンター）の選定や講義内容、ピッチイベント、商談機会の設定等は運営事業者と市が連携して行う。
- ・セミナー、ピッチイベント等は4回程度開催し、認定企業のほか、一般の参加者も募り、起業家予備軍および学生等の若者に対する起業家意識の醸成を図る。
- ・メンタリングの実施期間は6～10か月程度で、全7回程度を実施する。
- ・メンタリング体制の構築については、各業界に精通した（中小企業診断士、税理士等）メンターを招聘し、認定企業の個別の課題に応じた支援を提供する。
- ・盛岡市および首都圏でのピッチイベントを通じて、認定企業に対して、地域企業や投資家とのマッチングや商談機会を提供する。
- ・市HPや公式SNS、プレスリリースを配信することで、認定企業や事業の取組みについて、広く周知させる。
- ・過年度の認定企業に対してフォローアップを行い、事業成長の進捗状況の確認やセミナー等の参加により起業家のコミュニティ形成を図る。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先、受講日、受講内容を記録した名簿を盛岡市が作成する。

### 計画期間

令和7年6月25日～令和11年3月31日

**別表 2-2 (創業スクール) 【既存】 【特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 盛岡商工会議所</p> <p>(2) 所在地 岩手県盛岡市清水町1-4-12</p> <p>(3) 代表者の氏名 会頭 谷村 邦久</p> <p>(4) 連絡先 TEL 019-624-5880 (代表) FAX 019-654-1588 担当 企業支援部</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「もりおか創業スクール」は、創業予定者の機運醸成を図り、創業まもない事業者の参加も受け入れることで、持続的な経営に資することを目的とする。</li> <li>・本事業では、ビジネスプラン、販売戦略・販路開拓、資金調達など、初歩から創業に至るまでの必要不可欠な知識を学び、経営を軌道に乗せる上で事業計画の策定が肝要であることの理解を深める。</li> </ul> <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援対象者数：30人 創業者数：10人</li> </ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p><u>1</u> 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日は土曜日に設定する等受講者の便宜を図り、主講師には中小企業診断士を予定。</li> <li>・カリキュラムは原則週1回の1か月以上の期間とし、「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」等、持続的な経営に資する4つの知識が身につくテーマを中心に設定する。</li> <li>・個々のビジネスプランに基づく事業計画の策定支援を行うとともに、経営指導員も立ち合い、その計画の内容や創業時の課題解決に向けたアドバイスのほか必要な情報(資料)提供も行い、受講者の創業マインドの醸成を後押しする。</li> <li>・実施にあたっては、日本政策金融公庫盛岡支店国民生活事業、岩手県信用保証協会等とも連携しカリキュラム等内容の充実を図る。</li> <li>・5日間のうち出席率80%以上の受講者には、「修了証」を発行し、特定創業支援等事業による支援を受けたことを証する。(修了者は岩手県融資制度「いわて起業家育成資金」(育成資金)への申込資格を有する。)</li> <li>・スクール終了後は、受講者の創業動向の確認を行いながら、計画のブラッシュアップ、モニタリングを通じて創業実現に向け、伴走支援する(支援者の状況に応じ、概ね1か月～1年程度を想定)。</li> <li>・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先、受講日、受講内容を記録した名簿を作成し、盛岡市に報告する。</li> <li>・個人情報については、個人情報保護法を順守し、適切に管理する。</li> </ul> <p><u>2</u> 創業支援等事業の実施方法</p> <p>盛岡商工会議所会報誌「S a n s a」、ホームページを活用するほか、盛岡市等県内関係機関へ周知を依頼し、受講者の発掘に努める。会場は、盛岡商工会議所本所会館を予定。</p>

計画期間

平成27年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和7年6月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第15回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-4 (創業セミナー・個別相談指導) 【既存】 【特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	岩手県中小企業団体中央会
(2) 住所	岩手県盛岡市肴町4-5カガヤ肴町ビル2階
(3) 代表者の氏名	会長 小山田 周右
(4) 連絡先	TEL : 019-624-1363 FAX : 019-624-1266
創業支援等事業の目標	
■目標支援件数(年間)	創業セミナー 1回 受講者数15名 個別相談会 随時 相談件数5件 個別指導 2件 指導回数10回 合計 30件
目標創業実現件数(年間)	2件
(目標数)	・創業支援対象者数: 30人 創業者数: 2人
■目標設定の根拠	平成30年度から令和4年度までの5年間で、創業セミナー受講者が延べ70人、個別指導(特定創業支援等事業)1件4回、創業者1人という実績から実現可能数値に設定。
創業支援等事業の内容及び実施方法	
1 創業支援等事業の内容	
創業事例、創業支援策、企業組合制度等を内容とする一般公開のセミナー(年1回)を開催し、地域における起業マインドの喚起を促すとともに創業希望者の掘り起しを行う。その後、創業希望者に対して、各々の創業の準備状況に応じて創業・事業経営の知識が身につくように指導員による個別指導を実施する。更に、要望に応じて専門家指導を実施し、創業希望者及び創業者の不得意な分野を重点的に支援する。これらの取り組みにより、盛岡広域における創業者の輩出、創業後のビジネスの継続を支援する。	
2 創業支援等事業の実施方法	
(1) 創業セミナー	
起業マインドの喚起、企業組合制度・創業支援施策の普及等	
開催回数: 年1回	
目標受講者件数: 15名	
(2) 個別相談会(随時)	
創業希望者の相談に随時対応し、相談内容に応じて、適切な支援や情報提供を行う。	
相談件数: 5件 ※相談会・セミナー参加者、本会への直接相談、市町・その他の創業支援機関からの紹介も含むものとする。	
(3) 個別指導(特定創業支援等事業)	
セミナー受講又は個別相談を経て、創業希望者及び創業者に対し、指導員が創業及び事業継続に必要な下記の指導項目についてマンツーマンの個別指導を実施する。創業希望者及び創業者が不得意な分野や専門性の高い分野については要望に応じて、中小企業診断士、社会保険労務士、税理士等の専門家による個別指導を実施する。	
個別指導において、1カ月以上の期間に亘り、①経営②財務③人材育成④販路開拓の知	

識を習得するため、①～④すべての項目について1回以上（計4回以上）の指導を受けた場合に、「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

**【指導項目の分類】**

①経営

経営ビジョン・戦略の策定手法、ビジネスプランのブラッシュアップ  
事業組織の選択及び設立手法、創業に必要な手続き 等

②財務

売上・利益・設備投資・資金等の計画策定手法、資金・資本調達手法  
帳簿組織の整備や記帳方法、決算手続、財務分析手法 等

③人材育成

人事・労務管理、能力評価方法、能力開発手法、待遇・マナー 等

④販路開拓

市場調査・分析手法、ターゲット・商品・価格設定、営業・商談、販売促進策  
等

支援件数：2件

指導回数：10回（2件×5回、うち専門家指導8回（2件×4回））

**3 市町及びその他の創業支援等事業者との連携等**

- (1) 創業セミナーの開催周知の際に、各市町及びその他の創業支援等事業者の広報誌、HP等へ開催案内を掲載して頂く。
- (2) 創業セミナー開催時に、市町の制度融資、利子補給制度、金融機関の融資メニューの紹介を行う。
- (3) 創業セミナー開催後、開催した市町及び創業希望者の創業予定地の市町の相談窓口に対し創業希望者についての情報提供を行うとともに、各市町の支援策活用方法等の助言を得る。
- (4) 個別指導の段階において、市町及びその他の創業支援等事業者と連携し、創業希望者及び創業者に対し各種創業支援策の活用等を支援する。  
例①：商工会・商工会議所と共同で事業計画策定支援を行い、岩手県の融資制度「いわて起業家育成資金」を利用できるように推薦を行う。  
例②：(株)岩手銀行・(株)北日本銀行・(株)東北銀行、盛岡信用金庫、日本政策金融公庫盛岡支店と連携し、創業希望者に対する支援協定・覚書を結び、国の創業補助金等を活用できるよう補助事業計画の策定支援を行う。  
例③：創業者に融資を実施した金融機関と連携し、事業継続に必要な助言、事業・返済計画の立案・修正、販売促進等の支援を実施する。

(5) 名簿の共有について

特定創業支援等事業の資格を満たした者について、個人情報の取り扱いに関する本人の了承を得て、個人情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、その他の記述により当該本人を識別できるもの）を記載した名簿を作成し、各市町に直ちに提供する。

(6) 個人情報の管理について

本会は、収集した個人情報について、個人情報保護法を遵守し、適切な安全管理措置を講じることにより、個人情報の漏えい、紛失、既存及び個人情報への不正なアクセス等を防止することに努める。

計画期間

平成27年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和5年12月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-5 (創業者向けインキュベーション：盛岡市産業支援センター)

【既存】 【特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称  <b>【指定管理者】</b> イーハトープ・マネジメント                      (構成団体：株式会社イーハトープ・スクエア、ミライドアTohoku株式会社)  <b>【指定管理期間】</b> 令和6年度～令和8年度</p> <p>(2) 住所                      ①株式会社イーハトープ・スクエア                      岩手県盛岡市北飯岡二丁目4番23号                      ②ミライドアTohoku株式会社                      岩手県盛岡市大通3丁目6番12号開運橋センタービル3階</p> <p>(3) 代表者の氏名                      ①株式会社イーハトープ・スクエア                      代表取締役 黒澤 芳明                      ②ミライドアTohoku株式会社                      代表取締役社長 小川 淳</p> <p>(4) 連絡先                      ①株式会社イーハトープ・スクエア                      TEL：019-681-7115                      ②ミライドアTohoku株式会社                      TEL：019-606-3558 FAX：019-606-3568</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡市産業支援センターは、盛岡市が設置するプレ・インキュベーションとして、平成14年11月に盛岡市が設置し、これまで延べ99社が入居し、60社が卒業企業として盛岡地域で引き続き事業を展開している。</li> <li>・産業支援センターの特徴は、入居者が「創業支援室」を利用し、インキュベーションマネージャーが限られた入居期間内において起業や経営など入居者のあらゆる相談に応じ、ハンズオンの支援により事業を軌道に乗せ卒業を目指すことにある。</li> <li>・令和3年度には5社、令和4年度には3社が卒業した。年間目標として、現在入居中の6社のうち2社ほどが卒業し、盛岡地域で事業展開することを目標とする。</li> </ul> <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援対象者数：6人 創業者数：2人</li> </ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>1 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡市産業支援センターは、情報サービス業、放送業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、各種商品卸売業などを対象業種とし、これから起業しようとする方及び創業後5年以内の方を支援対象とするプレ・インキュベーションとして、平成14年11月に盛岡市が設置し、令和4年度まで延べ99社が入居し、60社が卒業企業として盛岡地域で引き続き事業を展開している。</li> <li>・盛岡市産業支援センターは、入居者が24時間利用可能な起業スペース「創業支援室」を13室備えており、入居期間は原則1年、1年毎の更新審査により最長3年に設定していることから、限られた入居期間内においてインキュベーションマネージャーが起業や経営など入居者のあらゆる相談に応じ、ハンズオンの支援により事業を軌道に乗せ卒業を目指すことにある。</li> <li>・入居者に対しては、入居者の求めに応じた日常的な支援のほか、インキュベーションマ</li> </ul>

ネージャーによる月1回の定例ミーティングを実施し、事業の進捗説明、課題を共有し、適切な指導を行う。

- ・インキュベーションマネージャーによる日常的な支援のほか、有識者で構成する運営委員会を組織し、年に2回、盛岡市産業支援センターの運営に関する意見をいただくほか、入居者の事業の進捗を確認するとともに適切なアドバイスを行う。
- ・入居者相互のコミュニケーションの活性化と起業意欲のさらなる喚起を引き出す場づくりとして、入居者のほか運営委員会メンバーを交えた交流会を定期的に開催する。
- ・盛岡地域における創業・起業の気運を高め、創業希望者相互のコラボレーションを創出する場づくりとともに、新たな創業希望者を発掘しセンターへの入居を促進することを目的とし、盛岡市産業支援センターの交流スペースをコワーキングスペースとして開放する。利用者の対象は、あらかじめ利用申請を行い許可を受けた者とし、当分の間、無料で利用できるものとする。交流スペースには、テーブル・椅子のほか、w i e f i によるインターネット環境及び創業関連の参考図書を整備し、利用者の利便を高める。

## 2 創業支援等事業の実施方法

- ・インキュベーションマネージャーは、週2回以上センターに常駐し、入居者の求めに応じた日常的な支援のほか、インキュベーションマネージャーによる月1回の定例ミーティングを実施し、入居者に対し事業の進捗説明、課題を共有し、適切な指導を行う。
- ・盛岡市は、盛岡市産業支援センターの指定管理者である運営者と月1回の連絡会議を開催し、入居者に対する支援状況、盛岡市産業支援センターの利用・運営状況を聞き取り、より効果的な支援・運営方法に向けた協議を定期的に行う。
- ・盛岡市産業支援センターに入居後6ヶ月以上経過し、インキュベーションマネージャーによる継続的な支援を受けて4回以上、1か月以上にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を身につけた者を特定創業支援等事業の資格を満たした者とし、個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先、受講日、受講内容を記録した名簿を運営者が作成し、盛岡市に報告する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法及び盛岡市個人情報保護条例を遵守する。
- ・また、盛岡市産業支援センター卒業企業については、盛岡市産業支援センターにおいてその後の状況に係る情報収集を定期的に行い、現状を確認するとともに必要なフォローアップを行う。
- ・上記有資格者及び卒業企業については、創業支援機関連絡会議において、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。

### 計画期間

平成27年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和7年12月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-6 (研究開発向けインキュベーション：盛岡市産学官連携研究センター)

【既存】 【特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称            【指定管理者】株式会社イノベーションラボ岩手            【指定管理期間】令和7年度～令和9年度</p> <p>(2) 住所            岩手県盛岡市上田4-3-5</p> <p>(3) 代表者の氏名            代表取締役 村上 勝俊</p> <p>(4) 連絡先            TEL 019-656-1887 担当：代表取締役 村上 勝俊</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡市産学官連携研究センター（コラボMIU）は、メイン・インキュベーションとして、平成19年8月に岩手大学工学部敷地内に盛岡市が設置した、</li> <li>・コラボMIUの特徴は、入居者が岩手大学の研究シーズを活用し企業の研究開発に係る技術的課題解決や経営面での支援を、インキュベーションマネージャーのほか連携する学内研究者が相談に応じ、限られた入居期間内においてハンズオンの支援により製品化・事業化を成し遂げ卒業を目指すことにある。</li> <li>・平成28年度から令和2年度までで、5社の大学発ベンチャー企業が創業していることから、年間目標として1社程度が創業し、卒業後に盛岡地域で事業を継続することを目標とする。</li> </ul> <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援対象者数：1人 創業者数：1人</li> </ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>1 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡市産学官連携研究センター（コラボMIU）は、新技術又は新製品の開発を行うため岩手大学と産学共同研究を行う企業、岩手大学の研究成果をもとに新たな企業の創出をしようとする者又は創出した者（大学発ベンチャー企業）等を支援対象とするメイン・インキュベーションとして、平成19年8月に盛岡市が設置し、平成29年度まで延べ44社が入居し、7社が卒業企業として盛岡地域で引き続き事業を展開している。</li> <li>・コラボMIUは、入居者が24時間利用可能な貸室を計34室と事業化支援ブース8ブースを備えており、入居期間は原則3年、1年毎の更新審査により最長5年に設定していることから、限られた入居期間内においてインキュベーションマネージャーが中心となり、岩手大学の研究シーズを活用し、企業の研究開発に係る技術的課題解決や経営面での相談対応など入居者のあらゆる相談に応じ、ハンズオンの支援により製品化・事業化を成し遂げ卒業を目指すことにある。</li> <li>・コラボMIUは、岩手大学理工学部敷地内に設置され、隣接する岩手大学地域連携推進センターと2階3階フロアが渡り廊下で直結しており、研究開発を行う上で欠かせない学内研究者とのアクセスにおいて日常的に大学と行き来しやすい立地となっている。また、貸室については、オフィスタイプ（貸オフィス24.89～42.90㎡）が18室、実験室タイプ（貸実験室24.89～42.90㎡）が16室あり、研究開発に適した環境を整えている。</li> <li>・コラボMIUは、盛岡地域における産学官連携の拠点施設として、岩手大学が事務局を担い20年以上にわたり活動を継続している産学官民のフラットな連携組織である岩手ネットワークシステム（INS）と連携し、創業・起業支援も含めた地域産業活性化に</li> </ul>

資する各種セミナー・フォーラムを開催し、産学官民のネットワーク形成による異分野交流などイノベーション創発のさまざまな機会を提供する。

- ・入居者に対しては、入居者の求めに応じた日常的な支援のほか、インキュベーションマネージャーによる月1回の定例ミーティングを実施し、事業の進捗説明、課題を共有し、適切な指導を行う。
- ・インキュベーションマネージャーによる日常的な支援のほか、有識者で構成する審査・評価委員会を組織し、年に2回、コラボMIUの運営に関する意見をいただくほか、入居者の事業の進捗を確認するとともに適切なアドバイスを行う。
- ・入居者相互のコミュニケーションの活性化と事業化意欲のさらなる喚起を引き出す場づくりとして、入居者のほか審査・評価委員会メンバーを交えた交流会を定期的に開催する。
- ・盛岡市における産業振興策のひとつとして、市内企業が、大学や公設試験研究機関等と産学共同研究を行う場合に、盛岡市がその一部を補助する「盛岡市産学共同研究事業補助金」の活用により、産学官連携手法による地域企業の技術革新・新事業創出を後押しする。

## 2 創業支援等事業の実施方法

- ・インキュベーションマネージャーは、大学及び盛岡市からそれぞれ1名ずつ、計2名を配置し、それぞれ週2回以上盛岡市産学官連携研究センターに常駐し、入居者の求めに応じた日常的な支援のほか、インキュベーションマネージャーによる月1回の定例ミーティングを実施し、入居者に対し事業の進捗説明、課題を共有し、適切な指導を行う。
- ・インキュベーションマネージャーは、入居者以外の技術相談及び創業・経営相談にも随時対応するとともに、創業希望者については必要に応じ盛岡市産業支援センターを紹介し案件を引き継ぐ。
- ・盛岡市は、コラボMIUの指定管理者である運営者と月1回の連絡会議を開催し、入居者に対する支援状況、コラボMIUの利用・運営状況を聞き取り、より効果的な支援・運営方法に向けた協議を定期的に行う。
- ・コラボMIUに入居後6ヶ月以上経過し、インキュベーションマネージャーによる継続的な支援を受けて4回以上、1か月以上にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を身につけた者を特定創業支援等事業の資格を満たした者とし、個人情報取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先を記録した名簿を運営者が作成し、盛岡市に報告する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法及び盛岡市個人情報保護条例を遵守する。
- ・上記有資格者については、創業支援機関連絡会議において、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。

### 計画期間

平成27年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和7年12月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-7 (ものづくりインキュベーション：盛岡市新事業創出支援センター)

【既存】 【特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称            【指定管理者】 協同組合産業社会研究会経営者革新会議            【指定管理期間】 令和5年度～令和10年度</p> <p>(2) 住所            岩手県盛岡市材木町2-26</p> <p>(3) 代表者の氏名            理事長 漆原 憲博</p> <p>(4) 連絡先            TEL 019-656-0120            担当：盛岡市新事業創出支援センターインキュベーションマネージャー 宇部真一</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡市新事業創出支援センター (M-t e c) は、盛岡市が設置するポスト・インキュベーションとして、平成20年5月にサイエンスゆいとぴあ (盛岡南新都市産業等用地) 内に盛岡市が設置した。</li> <li>・M-t e cの特徴は、特色ある新事業等に取り組む入居者を、近接する公設試験研究機関や産業支援機関等との連携により、新事業の創出に向けた製品開発や販路拡大、資金調達、経営円滑化など、限られた入居期間内においてインキュベーションマネージャーが中心となったハンズオンの支援を行うことにより製品化・事業化を成し遂げ卒業を目指すことにある。</li> <li>・令和元年度から令和4年度には3社が卒業し、うち全てが市内で事業継続していることから、年間目標として、現在入居中の5社のうち1社程度の卒業・盛岡地域での事業展開を目標とする。</li> </ul> <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援対象者数 (入居者) : 5人 創業者数: 1人</li> </ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p><u>1 創業支援等事業の内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡市新事業創出支援センター (M-t e c) は、創業後間もない先端技術企業や次世代ニーズを先取りした特色のある新製品・新技術・新事業の創出に取り組む企業を支援するポスト・インキュベーションとして平成20年5月に盛岡市が設置し、令和4年度まで15社が入居し、うち9社が卒業企業として盛岡地域で引き続き事業を展開している。</li> <li>・M-t e cは、入居者が24時間利用可能な貸工場を6棟7室と、小規模なセミナー、会議、商談等に無料で利用できるセンターハウス1棟を備えており、入居期間は原則5年、ただし新製品又は新技術の企業化に相当の期間を必要とすると認められた場合は最長12年に設定していることから、限られた入居期間内においてインキュベーションマネージャーが中心となり製品開発や販路拡大、経営面での相談対応など入居企業のあらゆる相談に応じ、ハンズオンの支援により新事業の創出を成し遂げ卒業を目指すことにある。</li> <li>・M-t e cは、サイエンスゆいとぴあ (盛岡南新都市産業等用地) 内に設置され、近接する岩手県工業技術センターをはじめとする公設試験研究機関や産業支援機関に近接し、好立地環境を活かした産業支援施設となっている。また、貸工場については、Aタイプ (100坪タイプ324.61㎡) が2棟、Bタイプ (50坪タイプ165.62㎡) が3棟、Cタイプ (30坪タイプ107.65㎡) が1棟2室あり、小ロットの試作品開発やものづくりが可能な新製品開発に適した環境を整えている。</li> </ul>

- ・入居者に対しては、入居者の求めに応じた日常的な支援のほか、インキュベーションマネージャーによる月1回の定例ミーティングを実施し、事業の進捗説明、課題を共有し、適切な指導を行う。
- ・入居企業同士が事業の進むべき方向性を共有し、協業してプロジェクトに取り組むといった産業クラスター形成の取組を支援する。
- ・インキュベーションマネージャーによる日常的な支援のほか、有識者で構成する運営委員会を組織し、年に2回、M-t e cの運営に関する意見をいただくほか、入居者の事業の進捗を確認するとともに適切なアドバイスを行う。
- ・入居者相互のコミュニケーションの活性化と事業化意欲のさらなる喚起を引き出す場づくりとして、入居者のほか運営委員会メンバーを交えた交流会を定期的で開催する。
- ・盛岡市における産業振興策のひとつとして、市内企業が、大学や公設試験研究機関等と産学共同研究を行う場合に、盛岡市がその一部を補助する「盛岡市産学共同研究事業補助金」の活用により、を産学官連携手法による地域企業の技術革新・新事業創出を後押しする。

## 2 創業支援等事業の実施方法

- ・インキュベーションマネージャーは、週2回以上センターに常駐し、入居者の求めに応じた日常的な支援のほか、インキュベーションマネージャーによる月1回の定例ミーティングを実施し、入居者に対し事業の進捗説明、課題を共有し、適切な指導を行う。
- ・インキュベーションマネージャーは、入居者以外の技術相談及び創業・経営相談にも随時対応するとともに、創業希望者については必要に応じ盛岡市産業支援センターを紹介し案件を引き継ぐ。
- ・盛岡市は、M-t e cの指定管理者である運営者と月1回の連絡会議を開催し、入居者に対する支援状況、M-t e cの利用・運営状況を聞き取り、より効果的な支援・運営方法に向けた協議を定期的に行う。
- ・M-t e cに入居後6ヶ月以上経過し、インキュベーションマネージャーによる継続的な支援を受けて4回以上、1か月以上にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を身につけた者を特定創業支援等事業の資格を満たした者とし、個人情報取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先を記録した名簿を運営者が作成し、盛岡市に報告する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法及び盛岡市個人情報保護条例を遵守する。
- ・上記有資格者については、創業支援機関連絡会議において、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。

### 計画期間

平成27年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和7年12月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-8 (ベンチャーファンド) 【既存】 【特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称            ①いわぎん事業創造キャピタル株式会社            ②株式会社 岩手銀行</p> <p>(2) 住所            ①岩手県盛岡市中央通 1-2-3            ②岩手県盛岡市中央通 1-2-3</p> <p>(3) 代表者の氏名            ①代表取締役社長 稲垣 秀悦            ②代表取締役頭取 岩山 徹</p> <p>(4) 連絡先            ①019-621-1470 (担当: 投資部 高橋 庄平)            ②019-623-1111 (担当地域貢献部 鈴木 千穂)</p>
創業支援等事業の目標
<p>いわぎん事業創造キャピタル株式会社</p> <p>前回申請期間 (令和元年 4 月～令和 5 年 9 月) での実績創業支援対象者数実績 1 名、創業者数 1 名の実績を踏まえ、下記目標を設定する。</p> <p>(目標数)            ・創業支援対象者数: 1 人 創業者数: 1 人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>1 創業支援等事業の内容</p> <p>・ファンドからの投資先に対しては、毎月の経営者との経営会議を開催なかで、様々な経営課題 (資金繰り、人材採用、営業戦略) の解決のために伴走し、事業成長をサポートする。</p> <p>&lt;ファンドの概要&gt;</p> <p><b>【ファンド名称】</b>            (岩手新事業創造ファンド 1 号投資事業有限責任組合)            (岩手新事業創造ファンド 2 号投資事業有限責任組合)</p> <p><b>【投資対象企業】</b>            ・岩手県のベンチャー企業            ・岩手県出身者等が経営する岩手県外のベンチャー企業            ・岩手県の経済活性化を促すことが期待できる岩手県外企業</p> <p><b>【投資手法】</b>            ・普通株式および優先株式の引受、新株予約権付社債の引受など。</p> <p><b>【資金使途】</b>            ・事業成長に必要な資金。</p> <p><b>【ファンド出資者】</b>            無限責任組合: いわぎん事業創造キャピタル株式会社、事業創造キャピタル株式会社            有限責任組合: 株式会社岩手銀行、学校法人龍澤学館、辻・本郷税理士法人</p> <p><b>【事業期間】</b>            (岩手新事業創造ファンド 1 号投資事業有限責任組合)            ・2015 年 6 月～2025 年 6 月</p>

(岩手新事業創造ファンド2号投資事業有限責任組合)

・2019年5月～2029年5月

## 2 創業支援等事業の実施方法

- ・ファンド投資先については継続的な支援を行い、1ヶ月以上、4回以上にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を身につけた者を特定創業支援等事業の資格を満たした者とする。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者について、個人情報の取り扱いに関する本人の了承を得て、個人情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、その他の記述により当該本人を識別できるもの）を記載した名簿を作成し、各市町に直ちに提供する。
- ・個人情報の管理について  
当社は、収集した個人情報について、個人情報保護法を遵守し、適切な安全管理措置を講じることにより、個人情報の漏えい、紛失、既存及び個人情報への不正なアクセス等を防止することに努める。
- ・新規投資先の発掘、投資候補先の事業計画のブラッシュアップ、学生起業家育成、Uターン・Iターンによる起業・創業支援等を行う。

## 計画期間

平成27年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和5年12月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-10 (女性起業芽でる塾) 【既存】 【特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて</p> <p>(2) 住所 岩手県盛岡市紺屋町5番28 ハイツグリーンゲールズ306号</p> <p>(3) 代表者の氏名 理事長 植田 眞弘</p> <p>(4) 連絡先 岩手県盛岡市中ノ橋通1-1-10 プラザおでって1F もりおか女性センター 起業応援ルーム 芽でるネット TEL:019-604-3303/FAX:019-601-4032 担当: 起業事業担当 森藤</p>
創業支援等事業の目標
<p>・社会的・経済的自立を目指す女性の起業支援講座「女性起業芽でる塾」を4回連続で開催し、起業に興味がある女性20人の参加を目指す。</p> <p>1か月以上(4回以上)の講座を通して、起業に必要な知識やノウハウ(経営、財務、人材育成、販路開拓等)を学び、事業計画書を作成する。最終回は受講生の販売体験の場を提供し、女性起業家との交流を通して起業のノウハウを学ぶとともにネットワークづくりの機会とする。</p> <p>これら連続講座を通して女性起業家の人材育成及び力量支援を図る。</p> <p>講座受講後は、個別相談によるフォローアップや他機関の起業支援サービスを紹介することで、年間2名程度の起業を目指す。</p> <p>(目標数)</p> <p>・創業支援対象者数: 20人 創業者数: 2人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p><b>1 創業支援等事業の内容</b></p> <p>平成19年度から実施している女性のための起業支援講座「女性起業芽でる塾」を実施する。第1回では起業に興味や関心のある女性の掘り起こしを行う。また、第2回、第3回では起業のための基礎知識や心構えを学びつつ、それぞれの起業プランを作成する。</p> <p>最終回は先輩女性起業家の講演会、講座を受講して起業した女性や起業準備中の女性が販売を体験する場を提供するとともに、起業を考えている女性や既に起業している女性との交流の場を設ける。</p> <p><b>【女性起業芽でる塾の内容】</b></p> <p>・第1回 … 講義(10月頃実施) 例: 「本音のWHY作成」(事業に取り組む動機・目的の洗い出し、本音の絞り込み) ※経営 「2つのキンセン」(管理会計・財務会計とは、資金調達情報) ※財務</p> <p>・第2回 … 講義(10月頃実施) 例: 「事業イメージを明確にしよう」 (何を提供するか、提供価格と方法のマッチング、事業ユニット作成) ※販路開拓</p>

- ・第3回 … 講義（講師による事業プランのブラッシュアップ）（11月頃実施）  
※経営、財務、販路開拓、人材育成
- ・第4回 … 先輩女性起業家の起業までの道のりなどの講演会の他、講座を受講して起業した女性や起業準備中の女性が販売を体験する（12月頃実施）  
※経営、財務、販路開拓、人材育成

全4回講座を通して、起業を目指す女性同士の横のつながりを視野に入れながら女性起業家の人材育成・力量形成を図る。※人材育成

※開催時間：第1回～第3回 土曜日または日曜日 10:00～13:00（予定）  
第4回 土曜日または日曜日 10:00～15:00（予定）

講座受講生には、希望に応じて講師が個別相談に応じるほか、起業応援ルーム 芽でるネットスタッフによる相談対応や情報検索サービスを提供する。

上記起業講座のほか、チラシや名刺の作り方などのパソコンサポート、パソコン貸出、作業場の提供としてコワーキングスペースの利用も可能。また、起業を目指す女性、起業している女性を対象に出店体験の場として起業応援ルーム内を貸し出す。

※本講座等は、盛岡市から指定管理を委託されているもりおか女性センター「起業応援ルーム 芽でるネット」事業として実施するものである。

## 2 創業支援等事業の実施方法

### ア. 会場

・もりおか女性センター「起業応援ルーム 芽でるネット」、生活アトリエ及びプラザおでって会議室。

### イ. 周知

・講座開催は、市役所、図書館、公民館及びSNS等を通して周知を図る。

### ウ. 連携方法

- ・「起業応援ルーム 芽でるネット」では、主に利用者に対する情報提供の面で他機関との連携を図る。盛岡広域創業支援連絡会議参加団体が実施する起業講座やサポートサービス情報を収集、起業応援ルーム利用者へ紹介する。
- ・支援を行った創業者情報等に関しては個人情報保護に配慮しつつ、盛岡市に情報提供を行い、各支援機関と共有を図る
- ・本事業を実施するにあたり個人情報保護法を遵守する。
- ・1ヶ月以上、4回以上にわたり講座を受講し、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身に付いたと判断できた者を特定創業支援等事業の資格を満たした者とし、氏名、住所、連絡先、受講日、受講内容等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、各市町に報告する。

### 計画期間

平成27年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和7年12月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-11 (もりおかSDGsファンド) 【既存】 【特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 もりおかSDGs投資事業有限責任組合 (略称: もりおかSDGsファンド)</p> <p>(2) 住所 本社 岩手県盛岡市大通3丁目6番12号 開運橋センタービル3階</p> <p>(3) 代表者の氏名 ミライドアT o h o k u株式会社 代表取締役社長 小川 淳</p> <p>(4) 連絡先 TEL: 019-606-3558 FAX: 019-606-3568</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsの達成や社会課題解決に取り組む企業に対して、ファンドからの投資による資金的な支援や、経営支援を行う。</li> <li>・年間5件程度、最終的には25社前後の企業に投資することを目標とする。</li> </ul> <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援対象者数: 25人 創業者数: 5人</li> </ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p><b>1 創業支援等事業の内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドからの投資による資金的な支援と、経営予定者等の経営計画の策定支援や毎月経営者とファンドによる会議を開催して資金繰り、人材採用、営業戦略についての経営アドバイスの実施などのハンズオン (育成支援) を行う。</li> </ul> <p>&lt;ファンドの概要&gt;</p> <p><b>【投資対象企業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡市広域地域及び岩手県北地域に本社もしくは拠点を置く株式会社。</li> <li>・業種、規模は問わない。</li> </ul> <p><b>【投資手法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一社当たりの投資金額は500万円～1,000万円。</li> <li>・株式及び新株予約権付社債など。</li> </ul> <p><b>【投資の特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金使途の制約なし。</li> <li>・ファンドの関与期間は3年～5年で、期間限定の支援を行う。</li> </ul> <p><b>【投資の審査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者の資質と事業性及びSDGsの17のゴールとの関連性を評価。</li> </ul> <p><b>【出資者】</b> 盛岡信用金庫、盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、FVC Tohoku株式会社</p> <p><b>【事業期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの存続期間: 令和3年1月～令和12年12月 (最大2年間の延長規程あり)</li> </ul> <p><b>2 創業支援等事業の実施方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資先の発掘 出資者である盛岡信用金庫や盛岡市からの紹介のほか、盛岡市産学官連携研究センター、盛岡市産業支援センター、岩手大学、日本政策金融公庫とも協力して投資先の発掘を行う。</li> <li>・投資先の審査 経営者の資質と事業性及びSDGsの17のゴールとの関連性の審査を行う。</li> </ul>

- 投資先の支援  
月に1回程度、経営者と定期的に会議を開き、事業進捗についての確認と経営状況に応じたアドバイスをを行う。
- 出資者への報告  
定期的に出資者とのミーティングを開催し、投資候補先の発掘状況、投資先の状況などについて報告。
- ファンドの継続的な支援を受けて、1か月以上又は4回以上にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を身につけた者を特定創業支援等事業の資格を満たした者とし、個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先を記録した名簿を作成し、各市町に報告する。
- 名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
- 上記有資格者については、創業支援機関連絡会議において、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。

#### 計画期間

令和3年1月15日～令和11年3月31日

変更箇所については令和3年6月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第8回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-12（創業セミナー）【既存】【特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称            ①岩手県商工会連合会 ②八幡平市商工会 ③滝沢市商工会 ④雫石商工会            ⑤葛巻町商工会 ⑥岩手町商工会 ⑦紫波町商工会 ⑧矢巾町商工会</p> <p>(2) 住所            ①岩手県商工会連合会：盛岡市盛岡駅西通一丁目3番8号            ②八幡平市商工会：八幡平市大更35-63-85            ③滝沢市商工会：滝沢市鶉飼御庭田92-3            ④雫石商工会：岩手郡雫石町中町7-4            ⑤葛巻町商工会：岩手郡葛巻町葛巻16-1-1            ⑥岩手町商工会：岩手郡岩手町大字江刈内第9地割65-1            ⑦紫波町商工会：紫波郡紫波町日詰字東裏85-4            ⑧矢巾町商工会：紫波郡矢巾町大字南矢幅第8地割261番地</p> <p>(3) 代表者の氏名            ①岩手県商工会連合会：会長 高橋 富一            ②八幡平市商工会：会長 高橋 富一            ③滝沢市商工会：会長 阿部 正喜            ④雫石商工会：会長 高橋 憲功            ⑤葛巻町商工会：会長 吉澤 信光            ⑥岩手町商工会：会長 八戸 保彦            ⑦紫波町商工会：会長 富岡 靖博            ⑧矢巾町商工会：会長 水本 孝</p> <p>(4) 連絡先            代表連絡先：岩手県商工会連合会 企業支援グループ            TEL：019-622-4165 FAX：019-654-3363 E-mail：shinko@shokokai.com</p>
創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)            ・令和5年度岩手県商工会連合会では、創業希望者や新分野進出を目指す第二創業希望者等の掘り起こしや育成が将来の地域経済の活性化に不可欠な状況となっている中、県内商工会の支援により70社以上の創業と新事業計画の策定支援につながる結果となった。            ・また、令和6年度に実施した「令和6年度チャレンジ！新ビジネス構築セミナー」（オンライン創業セミナー）は、創業希望者および創業5年未満の事業者を対象として12名の参加となり、一定の成果が表れている。            ・次回以降は特定創業支援等事業認定を受けることにより、受講者数は約2倍の20名を目指す。また、受講後の受講生を対象としたフォローアップセミナーの開催および各創業予定地区商工会でのフォローを行うことにより、きめ細やかな伴走型の創業支援を進める。</p> <p>(目標数)            ・創業支援対象者数：20人 創業者数：10人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容            物価高騰や不安定な社会情勢が続く中において、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための、外部環境の変化への対応の求められている創業希望者および創業して間もない事業者に対して、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町市町村内のどの地域からでも受講可能で地理的制約のないオンラインでの新</p>

時代を見据えたビジネス構築を目的とした創業セミナーを開催する。

開催日は土曜日の午後を予定。講師に中小企業診断士を始めとした創業支援経験の豊富な専門家を迎え、1日4時間×5日間として1か月以上の期間に渡り、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義を受講し、5日間のうち出席率80%以上の受講者には修了証を発行し、特定創業支援等事業による支援を受けたことを証する。

「オンライン創業セミナー」講義内容（案）

- ・ビジネスモデル作成とビジネスプラン作成【経営】
- ・小さくはじめるマーケティング戦略【販路開拓】
- ・顧客ができる集客術～ネット&SNS活用～【販路開拓】
- ・起業アイデアをビジネスモデルに落とし込む【経営】
- ・起業5年目までの儲かるお金の話【財務】
- ・ビジネスプラン作成人材の活用【人材育成】
- ・起業にはずみをつけるビジネスプランの発表【経営】

また、講義中において、日本政策金融公庫盛岡支店による創業資金制度説明、INPIT知財総合支援窓口専門家による知財についての説明、創業経験者による創業時の経験談の時間などを盛り込む。

セミナー修了者に対しては、後日フォローアップセミナーと題し、セミナー修了者同士の情報交換、交流会、中小企業診断士などの講話および創業経験者からの創業時の経験談の講話、支援機関による個別相談会を開催すると共に、各創業予定地区商工会での創業支援及び創業後のフォローアップを継続して進めてゆく。

（2）創業支援等事業の実施方法

- ・開催は完全オンラインでの開催とし、受講者は自宅等からの受講を可とする。
- ・教材やカリキュラム策定、広報、講師手配の手続き等は岩手県商工会連合会が主管として行い、広報については各商工会ホームページおよび新聞広告での周知と共に、県内関係機関へ周知を依頼する。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先、受講日、受講内容を記録した名簿を作成し、盛岡市に報告する。また報告した内容については八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町へ情報共有を行うものとする。
- ・個人情報については岩手県商工会連合会プライバシーポリシーに従い適切に管理する。

計画期間

令和6年12月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-13 (矢巾・紫波創業セミナー) 【新規】 【特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 矢巾町商工会</li> <li>② 紫波町商工会</li> </ul> <p>(2) 住所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅8地割261番地</li> <li>② 岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏85番地4</li> </ul> <p>(3) 代表者の氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 会長 水本 孝</li> <li>② 会長 富岡 靖博</li> </ul> <p>(4) 連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① TEL : 019-697-5111 FAX : 019-697-5115 E-mail : yahaba@m7.dion.ne.jp</li> <li>② TEL : 019-672-2244 FAX : 019-672-2316 E-mail : shiwa@shokokai.com</li> </ul>
創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <p>・矢巾町商工会及び紫波町商工会では、令和5年度から「創業者・若手経営者セミナー」を共同開催しており、過去2年間で延べ22事業所24名の参加があり、以下のとおり一定の成果が表れている。</p> <p>&lt;具体的な創業支援実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度 9事業所11名 (建設業2件、飲食業・持ち帰り飲食サービス業・設計業・小売業・理美容業・電気工事業・保険業各1件)</li> <li>・令和6年度 13事業所14名 (小売業3件、飲食業・持ち帰り飲食サービス業・介護各2件、建設業・林業・不動産業・コンサルティング業各1件)</li> </ul> <p>・次回以降は、講座内容のさらなる充実を図るとともに、参加者から要望があった特定創業支援等事業認定を受けることにより、受講者数年20名を目標とする。</p> <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援対象者：20人 創業者：15人</li> </ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、創業者（おおむね5年以内）をはじめ若手経営者が持続的経営に向けて取</li> </ul>

り組むために必要なノウハウの習得及び事業計画策定の普及を図ることを目的とする。

- ・開催日は平日の午後を予定し、1回3時間×5日間として1か月以上の期間に渡り、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての知識が身につく講義を開催する。
- ・主講師に中小企業診断士のほか、矢巾町及び紫波町、日本政策金融公庫盛岡支店国民生活事業、岩手県信用保証協会等とも連携しカリキュラム内容の充実を図る。
- ・5日間のうち出席率80%以上の受講者には、修了証を発行し、特定創業支援等事業による支援を受けたことを証する。

#### 「矢巾・紫波創業セミナー」講座内容(案)

- ・創業に必要な心構え、創業に向けて行うべきこと、創業企画書の作り方【経営】
  - ・創業環境の把握、創業事業の強み・弱みの把握【経営】
  - ・経営分析手法・財務諸表の見方【財務】
  - ・マーケティング戦略、SNSの活用【販路開拓】
  - ・資金調達と融資制度説明【財務】
  - ・労働保険・社会保険手続き【人材育成】
  - ・事業計画の作成方法、プレゼン能力の向上手法、ビジネスプランの発表【経営】
- ・セミナー終了後2か月後には、セミナー修了者同士の情報交換、交流会、中小企業診断士による個別相談の実施を予定し、創業支援及び創業後のフォローアップを継続していく。
- ・セミナー修了者に対しては、商工会経営指導員による進捗状況の把握と定期的なサポートを概ね四半期に一度実施し、創業実現に向けて伴走型支援をしていく。

#### (2) 創業支援等事業の実施方法

- ・会場は、矢巾町商工会館または紫波町商工会館を予定。
- ・広報については、矢巾町商工会及び紫波町商工会広報誌、ホームページ、商工会アプリ等を活用するほか、矢巾町・紫波町広報全戸配布での周知と共に、県内関係機関へ周知を依頼する。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先、受講日、受講内容を記録した名簿を作成し、盛岡市に報告する。
- ・個人情報については岩手県商工会連合会プライバシーポリシーに従い適切に管理する。

#### 計画期間

令和7年12月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。